

卸売業者の委託手数料の率

卸売業者が卸売のための販売の委託を引き受ける場合に、その委託者（出荷者）から收受する委託手数料の率について、盛岡市中央卸売市場業務規程で一律に定めていましたが、平成20年12月の条例改正により、卸売業者が自ら定めて届け出る制度となりました。

卸売業者から届け出のあった委託手数料の率は下記のとおりです。

	部類	卸売業者	取扱品目	委託手数料の率
盛岡市中央卸売市場	青果部	丸毛盛岡中央青果㈱	野菜及びその加工品	100分の8.5
			果実及びその加工品	100分の7.0
			調理済み冷凍食品	100分の5.0
	水産物部	盛岡水産㈱	生鮮水産物及びその加工品	100分の5.5
			調理済み冷凍食品	100分の5.0